

## 住民の安全・子どもの教育を守る府政・市政を！

2月21日の第3回府交渉を目前に控え、大阪府庁前で大阪労連・府労組連共催で「2条例反対2・21労働者決起集会」が行われました。

集会は、大阪労連の宮武事務局長の主催者あいさつで始まり、府労組連の橋口書記長（府職労委員長）から現状報告があり、この間に労使協議を行ってきたが協議期間が短い追加提案もされ条例の成案も17日深夜に示され正常な労使協議ではない、一方的な条例案は認められないと訴えました。大阪市労組の田所書記長からは、橋下市長の業務命令として出た「職員アンケート調査」でのたたかいでは、労働組合・民主団体等多くのみなさんの支援を受け「凍結」に追い込まれたことに感謝を申し上げます。引き続きのたたかいを強化していくと決意を述べられました。

連帯のあいさつでは、新婦人大阪府本部の杉本事務局長から、2条例撤回に向け組織をあげ取り組み、2万を超える署名が集まっている事が報告されました。



決意表明では、堺市教組から白石書記次長から、堺市で2条例案を反対多数で否決に追い込んだ取り組み

や、府職労の小松書記長からは「都市間競争に勝ち抜く」と書かれた条例の前文には、公務員の根幹である精神、全体の奉仕者や住民福祉の増進などが欠落しておりこんな条例は絶対に認められないと決意が語られました。民間から園田自交総連委員長が、タクシーやバスで働く労働者は格差競争に負けた負け組といわれていますが、労働組合は、労働者の切り捨てを決して許してはいけないと、そんな労働者が集まった組合の方針はまず憲

法を守り憲法に従って運動をやること。教育の中に競争を持ち込もうとする教育基本条例には反対、絶対に許すことはできないと民間労働者としても2条例反対の運動を広げてたたかう決意を訴えました。

最後に府労組連の田中委員長（大教組委員長）の団結ガンバロウの後、府庁をとり囲みデモ行進を行いました。2条例反対の運動は民主団体また全国にも広がっています。



## すべての子どもたちにゆきとどいた教育を！

～大私教・大教組～

2月16日、府立高校30人学級をすすめる会、市立高校30人学級をすすめる会、大阪私学助成をすすめる会、大阪の障害児教育をよくする会、子どもと教育・文化を守る大阪府民会議の5団体



は、大阪市内で「すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める署名」府議会提出集会を開催し、その後、署名提出、府議会議長と

の懇談、府議会各会派への要請行動などにとりくみました。同日、集約された署名は51万2425筆でした。府議会議長との懇談は父母・教職員7人が出席し、各々切実な思いを発言し、議長、副議長ともに「気持ちは受け止めたい」と答えました。府議会各会派要請は2班に分かれて行動し、直接議員と懇談できない会派でも、秘書が対応し長時間話を聞いてくれるところもありました。



違憲・違法な『思想調査』の大阪市・職員アンケートの凍結を受け、大阪自治労連の荒田書記長が発表した談話は以下の通りです。

職員の『思想調査』凍結は当然。橋下市長は完全中止せよ（談話）

2012年2月18日  
大阪自治体労働組合総連合  
書記長 荒田 功

大阪市の橋下市長は2月17日、「違憲・違法な『思想調査』でありただちに中止せよ」という批判が全国に広がるもとの、ついに「職員アンケート」を「凍結」することを決めた。

2月9日に「職員アンケート」（思想調査アンケート）の突如の実施が明らかになってから、大阪市労組をはじめ大阪自治労連の仲間や大阪労連、民主団体、そして大阪と全国の弁護士会や労働組合、政党が「憲法違反」「思想調査だ」と声を挙げ、橋下市長の暴挙を許してはならないとする正義の世論と運動が調査を「凍結」させたのである。全国の仲間の皆さんに改めて感謝申し上げる。

しかし、記者会見で市特別顧問の野村修也氏は、「残念だが法的手続きが開始された以上、調査は凍結する」としたものの、「組合の実態解明を諦めたわけではない」と継続調査の意向を表明し、データの廃棄は行っていない。橋下市長に至っては「僕は全く問題ないと思っている。野村顧問の判断だ」と開き直っている。

職員の思想信条の自由や政治活動の自由を侵害するもの、労働組合活動の自由を侵害するもの、市長が労働組合に支配介入する不当労働行為である、という重大な違憲行為であることについて何の反省もない。

さらに2月14日には「調査の実務主体が野村氏というだけ。全責任と全権限は僕にある」（朝日 2/15）と胸を張った橋下市長が、2月17日の記者会見に出席もせず、野村氏に責任をなすりつけていることは、

市長としてあまりにも無責任といわなければならない。

今回、「職員アンケート」を『凍結』としているが、そもそも『即時中止』し、「データを廃棄」すべきものである。橋下市長はアンケートの中止を求める大阪弁護士会に対し「弁護士会の言うことは日本で一番あてにならない」（毎日 2/15）と批判し、「意見の相違の範囲内だ」（同）と強弁している。

我が国には『日本国憲法』がある。そして政治家やすべての公務員には『憲法』を守る義務がある。法律の専門家を育てる法科大学院教授の野村修也氏と、弁護士出身の大阪市長橋下徹氏の二人が、何の躊躇もなく『憲法違反』を犯すのであれば、行政を司る資格はない。

橋下市長は言う。「発端は組合が勤務時間中に政治活動をやっていたことだ」と。問題があれば、「法」に基づき市当局が対処すればよいのであって、アンケートを「踏み絵」にし、職場の仲間を売るような「内部通報」を奨励していることは人権侵害である。

さらに、大阪市のすべての労働組合に対して、適法な活動を規制することや、組合事務所や支部組合スペースを取り上げることなど、市に働く全労働者の団結権を侵害する行為は絶対に許すことはできない。

大阪自治労連は橋下市長に対して、憲法と民主主義を守る立場から、ただちに「思想調査の完全中止とデータの廃棄を行うこと」、また、職員の団結権を侵害し、事実上の労働組合活動への弾圧である「支部組合スペースや組合事務所の使用取消を撤回すること」を強く求めるものである。